

別紙

諮問第1198号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年〇月〇日の〇〇病院への立入検査に係る検査の結果」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日の〇〇病院（〇〇区〇〇）へ立入検査に係る実施通知及び検査の結果」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年6月15日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

師長の氏名及び他の病院名は求めないが、監査時に医療安全管理者と名乗っていることを鑑みると、勤務の日数の開示や、その他指導内容について重要なため開示を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本処分は、条例7条2号及び8条の規定に基づき行われたものである。

(2) 立入検査について、医療法（昭和23年法律第205号）25条1項に基づき、必要があ

ると認めるときは立入検査を実施することができるとされている。

東京都では、「医療法第25条第1項の規定に基づく東京都立入検査実施要綱」（平成20年4月25日19福保医安第1086号。以下「要綱」という。）に基づき、各病院を定期的に検査している。

また、医療事故の報告等によって、病院の安全管理体制を早急に確認する必要がある場合は、立入検査を行うことがあり、本件については、医療法25条1項に基づき立入検査を行う旨、平成〇年〇月〇日に通知の上、同月〇日に立入検査を実施した。

- (3) 開示請求の対象文書は、〇〇病院（以下「本件病院」という。）に対する平成〇年〇月〇日の立入検査に係る実施通知及び検査結果である。検査結果のうち、開示しない部分には、本件病院における当該看護師長の期間ごとのサービス上の状況や勤務日数が記載されており、本件病院に従事する又は従事者の個人に関する情報であるため、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月27日	諮問
令和 元年 5月15日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 5月31日	新規概要説明（第199回第二部会）
令和 元年 6月28日	審議（第200回第二部会）
令和 元年 7月 5日	審査請求人から意見書收受
令和 元年 7月26日	審議（第201回第二部会）

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 医療法に基づく立入検査について

病院、診療所等に対する立入検査については、医療法25条1項で、「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と規定している。この規定に係る医療機関への立入検査について、東京都では要綱を定め、立入検査の実施に必要な事項を規定している。

### イ 本件請求文書及び本件対象公文書について

本件開示請求は、「平成〇年〇月〇日の〇〇病院（〇〇区〇〇）へ立入検査に係る実施通知及び検査の結果」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、実施機関が本件病院に通知した「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」（以下「本件対象公文書1」という。）及び本件病院に関して行った立入検査の結果をまとめた「平成〇年〇月〇日臨時立入検査（二回目）確認メモ」（以下「本件対象公文書2」という。）を対象公文書として特定し、本件対象公文書2における看護師長の氏名及び状況に関する記載（以下「本件非開示情報」という。）が条例7条2号に該当するとして、一部開示決定を行った。

### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にす

ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関の説明によると、本件病院に対する立入検査は、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の二回にわたって実施され、本件対象公文書２は、本件病院に対する二回目の立入検査の結果であり、本件非開示情報は、看護師長の氏名及び状況に関する記載であるとのことである。

審査会が本件対象公文書２を見分したところ、本件非開示情報には、本件病院における特定の従事者の氏名及び役職名、勤務状況に関する情報が記載されていることが確認された。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例７条２号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例７条２号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子